

基準 7. 管理運営

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

1) 大学の目的

学校法人大阪音楽大学寄附行為は前文に「この学園は、大正4(1915)年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである。」と定め、法人とその設置する学校等の機関が、基準Iにおいて示した建学の精神を基に行われるべきものであることを定めている。また建学の精神を大学教育において実現するために大阪音楽大学学則はその第1条において、「本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。」と定める。上記の目的を達成するために学校法人及び大学の管理運営体制を整備している。

2) 学校法人大阪音楽大学の管理運営体制

学校法人の業務は、最高議決機関である理事会が決定する。理事会は理事長が招集する。理事長は学校法人を代表し、その業務を統括し、「寄附行為」に基づき教職員を監督する。理事会の議事は、法令及び「寄附行為」に定める場合を除き理事総数の過半数で決する。また、寄附行為の変更には理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を要する。理事長はその職務を円滑に遂行するために「副理事長」及び「常任理事」を任命する。また理事長は、理事会に先立ち重要事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。

理事会は平成15(2003)年度においては6回(書面による臨時会1回を含む)、平成16(2004)年度においては4回、平成17(2005)年度には6回開催され、重要な案件に関する学校法人の最高議決機関として十分に機能している。

また理事長のリーダーシップとともに、常任理事会は月2回開催を基本として年間に25回以上開催されている。評議員会は平成15(2003)年度2回、平成16(2004)年度3回、平成17(2005)年度4回開催している。

監事は予算執行の内容、執行の経過について監査を実施し、その結果を理事会及び評議員会に報告している。監事は常に理事会に出席し、業務全般に関する理解を深めている。

3) 大阪音楽大学の管理運営体制

学長は、教育理念の確立、育成すべき学生像の明確化、研究体制の充実など、教育研究活動全般の推進について、執行部を形成する副学長、教育、学生、演奏等の各部長の補佐を受けながら、中心的な役割を果たしている。学長によって提起された基本的方向性に基づく教育、研究に関する様々な事項は、教授会の了解のうえで、まずプロジェクト・チームなどによってさらに精査、検討された案として具体化される。これを執行部と各専攻・「科目教育主任」によって組織された「運営会議」で徹底審議を加えた上で教授会に上程、審

議を経て決定するという手順を踏んでいる。

学長の主導による問題提起は、各種の会議、または学長主導のプロジェクト・チームによって検討・審議され、適切な決定がなされている。教授会についての学則上の規定は下記の通りである。

大阪音楽大学学則

平成 17(2005)年 4 月 1 日改正

(教授会)

第 45 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 52 条 教授会は学長・教授・助教授・講師をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例および臨時教授会)

第 53 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。

2. 教授会は 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成により可決する。
3. 教授会は定例として月 1 回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めたとき、あるいは 3 分の 1 以上の構成員から請求があるときは臨時に招集しなければならない。
4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議決定事項)

第 54 条 教授会において審議決定する事項は下記のとおりとする。

- (1) 学則の制定および改定に関する事項
- (2) 授業および研究に関する事項
- (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4) 試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5) 学長・名誉教授・教授・助教授・講師・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6) 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員等及び評議員の選考及び任用に関しては、以下の寄附行為の規定に基づいて厳格に実施している。

学校法人大阪音楽大学寄附行為

平成16(2004)年8月17日改正

(役員)

第 6 条 この法人に次の定数の役員を置く。

| | |
|-----|------|
| 理 事 | 15 人 |
| 監 事 | 2 人 |

(理事長及び副理事長)

第7条 理事のうち1人は理事の互選により理事長となる。

2. 理事長は法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務についてこの法人を代表する。
3. 理事長は必要な場合、理事会の同意を得て理事の内より副理事長を選任することができる。
4. 副理事長は理事長の職務を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第8条 大阪音楽大学の学長はその在職中理事となる。

2. 評議員のうちから選任される理事は2人とし、評議員の互選で定める。
3. 前2項の規定により選任された理事以外の理事はこの法人に関係のあるもの又は学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

(監事の選任)

第9条 監事は評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

(役員任期)

第11条 役員(第8条第1項の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員補充)

第12条 この法人の理事又は監事のうちその定数の5分の1を超える者が欠けたときは1ヵ月以内に補充しなければならない。

(常任理事会)

第18条 理事会は、理事会において決定したこの法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するため、理事会内部に常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、理事長及び理事長が理事会の承認を得て任命した常任理事を以って組織し、その構成員数は理事定数の2分の1を超えないものとする。
3. 常任理事会の運営等については、別に定める「学校法人大阪音楽大学常任理事会規程」による。

(組織)

第19条 評議員会は次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の職員(学長、校長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)のうちから選任された者12人
 - (2) この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者5人
 - (3) 大阪音楽大学の学長及びこの法人の理事長
 - (4) この法人に関係ある者又は学識経験者12人
2. 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、学長又はその職員の地位を退いた時は評

議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第20条 前条第1項第1号第2号及び第4号に規定する評議員は理事会において選任する。

(評議員の任期)

第21条 評議員(第19条第1項第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。)の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 . 評議員は再任されることができる。

学校法人の役員は理事及び監事であり、その選出と採用の規定はすべて寄附行為に定める。

理事長は理事の中から理事の互選により選出され法人を代表する。

副理事長は理事会の同意を得て理事長が選任する。

理事の定数は15人である。その構成は①学長、②評議員互選理事2人、③本法人に係のあるもの又は学識経験者の中から評議員会の意見を聞いて理事会が選任する理事、より成る。

役員の中監事は2人とし、評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

常任理事は理事長・副理事長を含め理事の総数の2分の1以下の定数で理事長及び理事長が理事会の承認を得て任命する。

評議員は定数31人であり、理事会が以下の選任区分に基づき選任する。

- (1)この法人の職員(学長、校長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)のうちから選任された者 12人
- (2)この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者 5人
- (3)大阪音楽大学の学長及びこの法人の理事長
- (4)この法人に関係ある者又は学識経験者 12人

(2) 7-1の自己評価

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適正に業務を行っている。役員及び評議員の選出は寄附行為どおり厳格に行っている。

また理事及び評議員の構成については、外部有識者の登用を積極的に行っていることは開かれた大学運営として評価できる。

役員・評議員の選任はすべて寄附行為に基づき適正に行われた。

学校法人の役員・評議員の定数については設置学校の種類や学生数等の法人の規模を勘案し、見直すとともに、また理事・評議員の定数を弾力的に定めることについても、歴史的な経緯と現状の諸条件を勘案した場合に、研究と検討を行う時期に達している。

各年度の5月1日現在現員でみると、全理事のなかで本法人の役員・教職員およびその経験者以外の外部理事は、平成15(2003)年度は8人、平成16(2004)年度は7人、平成17(2005)

年度は5人、同じく全評議員中外部評議員は、平成15(2003)年度は15人、平成16(2004)年度は15人、平成17(2005)年度は12人となっており、役員、評議員ともに外部人材の登用を積極的に行っている。

本法人の管理運営全般にわたって、その意思決定から執行に至るまで、寄附行為に基づいて適正に行われている。法人の基本的な決定は理事会が行い、理事長のリーダーシップの下で常任理事会が中心となって執行している。

大学の管理運営は学則の定めるところにより、学長がリーダーシップを発揮し、教授会による学則上の決定事項の執行、各種委員会の審議を適正に行っている。

(1) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び評議員会は重要事項について濃密な審議を行っている。特にいずれも産業界、言論界、学識経験者が多く参加し、事業展開を図る上で有意義な内容となっている。

監事は私立学校法及び同会計基準に基づき会計監査を適正に行っている。今後は財務のみならず管理及び教学などについて、監事が全学的な改善案を具申できる体制と環境を整備することが必要である。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-①管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事長は法人管理部門の長として法人を代表する権限と責任を有している。学長は大学を統括し、学則に基づいて大学運営を行う。理事長と学長のリーダーシップはこのように明確になっているが、管理部門と教学部門については下記のように相互の連携を保っている。

学長は教学部門の最高責任者であると同時に寄附行為の定めにより常に理事となり、さらに常に常任理事となっている。この意味で法人と教学の間での重要な橋渡し役を担っている。学長を中心にして副学長、教育部長、学生部長、研究部長等が教学執行部体制をとり、教育・研究・社会連携の運営を進めている。またこの執行部と各学科・専攻・共通科目主任、「アドミッション・センター」長の参加により「運営会議」が月例的に開催されている。

管理部門と教学部門の連携を図るために「執行部連絡会議」を設置しており、会議は重要事項について原則として月1回定例的に開催している。会議の統括及び議長は事務局長が担当している。「執行部連絡会議」には理事長、学長、常任理事、事務局長、各部長・館長・センター長、各事務部門長が出席し、相互の連携、意見交換、情報交換及び連絡調整を行い、このため管理部門と教学部門の連携は円滑に行われている。

(2) 7-2の自己評価

本法人の管理運営は、法人の理事長と教学の学長のリーダーシップと権能を明確にするとともに、相互の連携を図っている。平成17(2005)年現在理事長と学長は兼任している。兼任ではない場合においても学長は寄附行為上必ず理事となり、連携は制度的に保障され

ている。また執行部連絡会議は管理部門と教学部門の連携のために有効に機能している。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

管理部門と教学部門の連携のあり方に関しては特に問題を生じていない。今後ともこの組織体制を維持・継続すべきであると考えている。今後は事業計画の策定・実施・点検を通じて、この連携体制をいっそう実効的でダイナミックな管理運営の活性化のために活用したい。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明(現状)

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

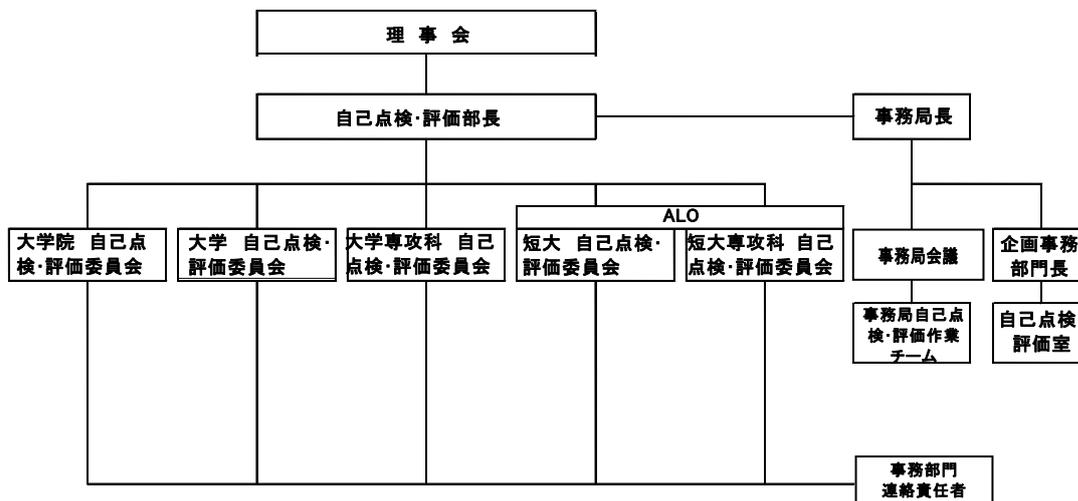
1) 自己点検・評価活動の経緯

本学の自己点検・評価組織は平成5(1993)年5月の「自己点検・評価委員会」設置に始まる。委員会における予備的な討議を経て、平成10(1998)年6月に学生による授業アンケートを実施した。次いで教員による授業アンケートを実施した。平成14(2002)年12月には「大阪音楽大学授業アンケート報告書」を発行した。この後、自己点検・評価活動は、学生による授業アンケートと自己点検・評価活動に分化し、「自己点検・評価統括委員会」の下に統一的に展開してきた。

2) 自己点検・評価組織

全学の自己点検・評価組織は下記の構成となっている。

図表 7-3-1 自己点検・評価組織図(略図)



自己点検・評価統括委員会(構成員 11人、任期 2年)
 自己点検・評価部長・兼担当理事(議長)、大学副学長、短大副学長、短大 ALO、事務局長、
 大学委員長、大学専攻科委員長、大学院委員長、短大委員長、短大専攻科委員長、企画事務部門長

○ 自己点検・評価統括委員会 任期 2年

自己点検・評価部長・兼担当理事(議長)、大学副学長、短大副学長、短大 ALO、

事務局長、大学委員長、大学専攻科委員長、大学院委員長、短大委員長、短大専攻科委員長、企画事務部門長

○ 大学自己点検・評価に係る体制

大学自己点検・評価委員会（委員長、委員）

大学専攻科自己点検・評価委員会（委員長、委員）

大学院自己点検・評価委員会（委員長、委員）

事務機構（事務局長、企画事務部門長、事務部門連絡責任者、自己点検・評価室）

3) 第三者による学習・教育目標の検証

卒業生に対するアンケート調査を平成18(2006)年夏期に行う予定である。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

全ての報告書は「ホームページ」及び学内 LAN 上に公開している。また各報告書を刊行物として発行している。学外への配布先は、文部科学省、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、短期大学基準協会、その他関係諸機関等となっている。

自己点検は、建学の精神に基づく教育目標・教育研究・学生生活・社会的活動・管理・運営等の基本的事項について自己点検・評価を行い、客観的な評価、教育研究への還元、及び社会への説明責任等による自己点検・評価の充実を目指している。

「運営会議」は、学長、大学副学長、大学教育部長、学生部長、演奏部長、音楽専攻科主事、アドミッション・センター長、各専攻・科目教育主任（作曲、音楽学、ピアノ、管弦打、ソルフェージュ、一般教育、外国語、保健体育、教職）、学務事務部門長（あるいは同部門長が指示する担当職員）により構成され、個々の教員に対しては、授業の内容や学習が効果的に機能しているかを判断するため、授業アンケートを実施しその結果をフィードバックしている。

運営会議及び平成 16(2004)年度に発足した「教育改革プロジェクト・チーム」は、自己点検・評価を検討した結果、平成 18(2006)年度には、教育課程の見直し・改善を実施すべく「ワーキング・グループ」を発足させることを決定している。

(2) 7-3の自己評価

本学は7年毎の認証評価受審に併せて7年に2回の自己点検・評価報告書の作成を行うこととしている。また後者に関してはそれぞれの委員会を中心に音楽学部、音楽専攻科、大学院の各報告書を作成することとしている。

自己点検・評価活動を大学の運営に反映させるために自己点検・評価委員会の構成員に「運営会議」の座長である大学副学長が加わっており連携が図られている。この両者の連携の例としては成績評価に関する検討が挙げられる。また運営会議の一環として「FD研究会」の活動が開始されている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のための各委員会の活動を進め、それぞれ第1回の報告書の完成・公表を図る。また自己点検・評価の実質化のために、FD活動のための組織を確立し、具体的な

計画を立案・実施することを予定している。

第三者評価に関しては、本学は平成20(2008)年に日本高等教育評価機構による認証評価の受審を予定している。

【基準7の自己評価】

大学設置者である学校法人与教学組織の大学について、両者ともその管理運営体制が整備され、密接な連携を保ちながら適切に機能している。

両者の代表者である理事長と学長、さらには代表組織である理事会と教授会は、意志決定機関及び執行機関として相互に連携しており、かつ適切に運営されている。

自己点検・評価活動については早くから委員会活動を展開してきたが、学校教育法に基づき学則による自己点検・評価の義務づけと実施体制の確立を経て自己点検・評価報告書の作成と公開を進め、大学運営に反映している。さらに、JIHEE（(財)日本高等教育評価機構）による外部評価を視野に入れ、大学が一体となって教育改革に取り組んでいる。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

開学以来、理事会と大学教授会は良好な連携関係を維持しながら、管理運営および教学業務を遂行してきた。今後も、これまでの連携を維持しつつ、より一層の連携強化および円滑な意思疎通、さらには遅滞なく意思決定を図れる組織・体制の構築に向け、自己点検・改善活動を推進する。

今後の自己点検・評価活動においては、管理運営側および教学側ともに外部評価をさらに積極的に取り入れ、法人与大学が一体となって具体的な改善を図る。